

○國學院大學大学院 博士前期課程（修士課程）長期履修の取扱いに関する規程
（大学院学則第3条第6項及び第7項）

令和4年6月8日

（趣旨）

第1条 この規程は、國學院大學大学院学則（以下「大学院学則」という。）第3条第6項及び第7項に基づき、博士前期課程（修士課程）の長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象学生及び手続き）

第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)被雇用者、自営業者その他フルタイムの職業に就いている者
- (2)アルバイト等で就業している者であって、その負担により修学に影響がある者
- (3)出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (4)心身の機能に障がいがある者
- (5)その他前4号に準ずる事情により、修業年限の延長を必要とする者

2 長期履修を希望する者は、3年修了生又は4年修了生のいずれかを選んだ上で、大学院入試の出願時に申請を行うものとする。

3 各研究科委員会は、長期履修を希望する者の申請に基づき、その可否を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、本大学院入学後に、第1項各号の一に該当することになった者は、長期履修を申請することができる。ただし、年度途中での移行は認めない。各研究科委員会は、長期履修を希望する者の申請に基づき、その可否を決定するが、修業年限の延長を必要とする理由が学業懈怠等、申請者の責めに帰すべき事由による場合には、これを許可しないものとする。

（修業年限及び在学年限）

第3条 長期履修を認められた者の修業年限は、大学院学則第3条第5項の規定にかかわらず、3年修了生については3年と、4年修了生については4年と、それぞれ延長する。

2 前条第4項の規定に基づき本学入学後に長期履修が認められた場合には、長期履修が認められる前に在学した期間を年単位で修業年限に含めるものとする。

（学費）

第4条 長期履修生の学費のうち、授業料及び施設設備費の年額については、大学院学則第29条別表に定める額に2を乗じて得た額を認められた修業年限の年数（3年修了生に

については3、4年修了生については4)で除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

2 入学金と維持運営費については、修業年限の延長にかかわらず、大学院学則第29条別表のとおりとする。

3 大学院入学後に長期履修を認められた者についても、学費の年額は前2項に定める額とする。

4 長期履修を認められた者が、延長された修業年限内に修了できず、修了延期となったときは、最終年度の授業料及び施設設備費を繰り返し適用する。

(修業年限の短縮)

第5条 長期履修生が修業年限の短縮を希望する場合には、各研究科委員会は、これを認めることができる。

2 前項の規定により、履修期間の短縮を認める場合は、大学院学則第29条別表に定める授業料及び施設設備費の年額に2を乗じた額のうち、未納付分を修了までに納付することを条件とする。

(長期履修許可の取消し)

第6条 長期履修を認められた者が、長期履修に関し虚偽の申請を行ったことが明らかになったときは、各研究科委員会は長期履修の許可を取り消すことができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修の制度に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年度に新たに入学した学生から適用する。